

道路占用の申請にあたって

・ 道路占用とは・・・

道路法上の道路に私有物件を介在させることにより、占用状態にあるものをいいます。

※道路法上の道路でないものは、各々の管理者（私道＝私人・市道認定前道路＝市管財検査課など）が窓口になります。

・ 道路占用の申請手続き

占用工事の施工前に行います。

◎必要書類…2部

- (1) 申請書 必要事項を記入します。「占用の目的」は詳細に記入してください。
- (2) 位置図 住宅地図等の記入により、場所を特定します。
- (3) 字絵図 私有地等が介在していないか等を確認します。
- (4) 平面図 占用の目的が分かるものとしてください。
- (5) 断面図 埋設基準等に合致しているか等を確認します。
- (6) 構造図 物件の構造が、基準等に合致しているか等を確認します。
- (7) 縦断図
- (8) 現況写真 占用箇所を明示してください。
- (9) その他 必要に応じて設置する工作物の安全性が確認できる構造計算書・カタログ等を添付してください

・ 道路占用の許可

通常1～2週間で決定されます。（不可決定も同様です。）

- ※ 原則として、道路の縦断占用は許可されません。
- ※ 周辺に影響がある、他の申請と調整が必要なもの等は、許可までに相当の日数を要する場合があります。（事前にお知らせします。）
- ※ 場合により、占用条件が付けられることがあります。（隣地承諾等）
- ※ 占用許可基準・占用算定基準は、市の例規で定めるもののほかは、原則として岐阜県の道路占用基準を準用します。

・ 占用許可後の手続き

毎年の占用料納付のほか、次の場合には手続きが必要となります。

- (1) 占用をとりやめる時。
- (2) 物件の形状を変更する等の時。
- (3) 物件を譲渡する時。
- (4) 占用期間を延長する時。（現在、5年毎に許可更新の手続きを行っています。更新時期が近づきましたら申請用紙をお送りします。）

占用許可（新規・更新・変更）申請書

※新規・更新・変更のいずれかを○で囲んでください。

令和 年 月 日

可児市長様

〒
住所 _____

氏名 _____

担当者

TEL

次のとおり占用の許可を受けたく申請します。

変更・更新の場合の従前の許可年月日及び番号	
年 月 日	第 号

占用の目的			
占用の場所	※いずれかを○で囲んでください。 道路（市道 号線・里道） ・ 水路 ・ その他（ ）		
	可児市	番地 先	
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	令和 年 月 日から	占用物件 の構造	
	令和 年 月 日まで 間		
工事の期間	令和 年 月 日から	添付書類	別添のとおり ※位置図、平面図、断面図、現況写真等 概要を示すものを添付してください。
	令和 年 月 日まで 間		
占用料	(初年度) ¥	(算定)	
	(平年度) ¥		

可児市指令用第 号

上記の申請については、別紙の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

可児市長



※本申請書は2部提出してください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、可児市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、可児市を被告として（訴訟において可児市を代表する者は可児市長となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決裁のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、当該審査請求に対する裁決に不服がある場合は、岐阜県知事に対して再審査請求をすることができます。